

# 大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会会則

## (目的)

第1条 この会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6第1項の協議会とし、主として大阪湾・播磨灘に大量の油又は有害液体物質が排出された場合の防除活動に必要な事項を協議し、事故に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除活動の調整を実施し、もって排出された油又は有害液体物質による被害の局限化を図ることを目的とする。

## (会の名称)

第2条 この会の名称を「大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）という。

## (海域)

第3条 この会則において、大阪湾とは神戸市・明石市境が海岸線と交わる点と淡路市江崎灯台から北へ引いた線が海岸線と交わる点とを結んだ線、洲本市・南あわじ市境が海岸線と交わる点（概位：北緯34度14.2分・東経134度52.4分）、北緯34度14.2分・東経134度59.0分の点、北緯34度18.5分・東経134度59.0分の点及び大阪府と和歌山県の県境が海岸線と交わる点を順次結んだ線並びに陸岸とにより囲まれた海域をいい、播磨灘とは兵庫県・岡山県境が海岸線と交わる点、網崎及び取揚島北端を順次結んだ線、取揚島東端、北緯34度20.0分・東経134度26.2分の点、北緯34度19.8分・東経134度35.6分の点、北緯34度06.0分・東経134度44.2分の点、北緯34度06.0分・東経134度55.2分の点と洲本市・南あわじ市境が海岸線と交わる点（概位：北緯34度14.2分・東経134度52.4分）を順次結んだ線、神戸市・明石市境が海岸線と交わる点と淡路市江崎灯台から北へ引いた線が海岸線と交わる点を結んだ線並びに陸岸とにより囲まれた海域をいう。

## (業務)

第4条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等防除マニュアルの策定
  - イ 情報の共有化
  - ロ 人員、施設、資材の動員に関する調整
  - ハ 出動船艇相互間の通信連絡
  - ニ その他必要事項
- (2) 排出油等防除に必要な施設、資材の整備の推進
- (3) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- (4) 排出油等防除活動に関する連携の推進
- (5) 排出油等防除に関する研修及び訓練

## (6) その他排出油等防除に必要な事項

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第5条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、必要と認める場合は、大阪湾・播磨灘に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるができるものとする。

(組織)

第6条 協議会は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

2 会長は、第五管区海上保安本部長をもってあてる。

会長は、会務を総理する。

3 副会長は2名とし、会員の役職員のうちから会長が指名する。

副会長は、会長を補佐する。

4 会員は、大阪湾・播磨灘において排出油等防除に関係ある別表に掲げる機関をもってあてる。

5 会計監事は3名とし、会長の推薦により定例会議で選出し、協議会の会計について監査を行う。

会計監事の任期は1年とし、再選を妨げない。

6 事務局は、第五管区海上保安本部環境防災課内におき、協議会の庶務を行う。

(会議)

第7条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

2 定例会議は、年1回開催する。

3 臨時会議は、必要があると認める場合に開催する。

4 会議は会員の2分の1以上の出席をもって成立し、会議の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

(部会)

第8条 協議会の事故対策の充実をはかり実効を期するため、大阪、神戸及び姫路に地域部会を置く。

2 大阪、神戸及び姫路地域部会は、それぞれの地域に係る会員をもって組織し、部会長を置く。

3 部会長は、会長が指名する。

4 部会長は、地域部会の意見を協議会に報告する。

5 地域部会に必要な細則は、別に定める。

(専門委員会)

第9条 地域部会に協議会の業務の推進等に係る検討並びに助言を行うための専門委員会を置く。

- 2 専門委員会に委員長 1 名、副委員長 2 名、委員若干名を置く。
- 3 委員長、副委員長は会長が指名する。  
委員は、各地域部会の部会長が推薦する会員から会長が指名する。
- 4 専門委員会は、必要の都度、会長又は委員長が召集する。
- 5 委員長は、専門委員会の意見を協議会に報告する。

#### (分科会)

- 第 9 条の 2 専門委員会に調査研究及び技術的事項に関する検討を行うため、油対策分科会、有害液体物質対策分科会を置き、必要の都度、専門委員会の委員長が招集し統括する。
- 2 各分科会の構成員は、各地域部会の部会長が専門委員会の委員の中から指名する。

#### (幹事会)

- 第 9 条の 3 専門委員会に、会議に付議すべき事項を検討するため幹事会を置く。
- 2 幹事会の構成員は、各地域部会毎に委員長 1 名、副委員長 2 名、油対策分科会委員 1 名、有害液体物質対策分科会委員 1 名及び分科会に属しない委員 1 名とし、会長が指名する。
  - 3 幹事会は、必要の都度、会長が召集する。
  - 4 幹事長は、会長が指名する。
  - 5 幹事長は、幹事会の意見を協議会に報告する。

#### (幹事会の任務)

- 第 9 条の 4 幹事会の任務は、次のとおりとする。
- 1 会議に付議すべき事項の検討・立案
  - 2 会議の決議を要しない事項の執行
  - 3 その他協議会の目的達成のため必要な事項

#### (経費)

- 第 10 条 協議会は、会員に対し研修の実施、資料の作成送付等に必要な経費を請求することができる。

#### (資料交換)

- 第 11 条 会員は、排出油等防除に必要な次の資料を年 1 回（4 月 1 日現在）会長に提出するものとする。
- (1) 施設、資材の整備、保有状況
  - (2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）
  - (3) その他必要事項

#### (訓練)

- 第 12 条 排出油等事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年 1 回以上訓練を行うものとする。

(情報提供)

第13条 会長は、大量の油又は有害液体物質の排出があったとき、若しくはそのおそれがあるときは、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通報するものとする。

(防除活動等)

第14条 会員は、それぞれの立場に応じて、事前に調整された排出油等の防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(総合調整本部の設置等)

第15条 会長は、会員による排出油等防除活動が行われる場合は、必要に応じて総合調整本部を設け、情報の共有化を図るとともに、防除活動の調整を行うものとする。

(活動状況の連絡)

第16条 会長は、会員及び隣接協議会の会員が排出油等防除活動を行っている場合、その状況に応じて活動状況を各会員に連絡する。

(隣接協議会等との協力)

第17条 協議会は、隣接協議会等との「排出油等防除の相互応援に関する協定書」に基づき、排出油等防除活動に関し相互に協力するものとする。

(災害補償)

第18条 排出油等防除活動等に出勤した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は著しい障害を有することとなった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか当該被災した者が所属する会員（機関）があたるものとする。

(庶務)

第19条 協議会の庶務は、事務局において行う。

付 則（大油）

この会則は昭和49年11月26日から施行する。

付 則（大油）

この会則の一部改正は、昭和59年11月28日臨時会議における議決により、同日から施行する。

付 則（播油）

この会則は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則（播油）

この会則は、昭和62年5月22日から施行する。

付 則（大油・播油）

この会則の一部改正は、平成8年5月22日の定例会議における議決により、同日から施行する。

付 則 (大油)

この会則の一部改正は、平成9年5月22日の定例会議における議決により、和歌山県流出油災害対策協議会の設立日(平成9年10月16日)から施行する。

付 則 (播油)

この会則の一部改正は、平成9年7月14日の定例会議における議決により、徳島県流出油災害対策協議会の発足日から施行する。

付 則 (播油)

この会則の一部改正は、平成10年7月29日の定例会議における議決により、同日から施行する。

付 則 (大油)

この会則の一部改正は、平成10年7月30日の定例会議における議決により、同日から施行する。

付 則 (播油)

この会則の一部改正は、平成11年6月4日の定例会議における議決により、同日から施行する。

付 則

この会則は、平成15年6月12日の定例会議により、平成16年4月1日の大阪湾・播磨灘排出油防除協議会の設立時から施行する。

付 則

この会則の一部改正は、平成19年6月27日の定例会議における議決により、同日から施行する。

付 則

この会則の一部改正は、平成25年7月1日の定例会議における議決により、同日から施行する。